慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	シューマン・プランをめぐる英国の政治過程 (二・完) : 英仏交渉を中心にして
Sub Title	The Schuman Plan and British politics (2, End)
Author	田中, 俊郎(Tanaka, Toshirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1975
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.48, No.8 (1975. 8) ,p.16- 45
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19750815-0016

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

シューマン・プランをめぐる英国の政治過程（二・完）

――英仏交渉を中心にして――

田中俊郎

一　はじめに
二　シューマン・プランの起源
三　初期の対応……以上前号
四　英仏交渉
五　「欧州統一」と議会審議
六　結　語
巻末付

四　英仏交渉

二週目に入り、シューマンの要請に応じて、モネはイルシュを伴って五月一四日夜ロンドンに到着した。(1) 五月一五日から一八日まで、NATOの閣僚理事会が開かれ、世間の注意がそれに向けられている間に、モネはロンドンを舞台に積極的な

外交活動を展開した。[2] 一五日、モネはスタフォード・クリップス蔵相、エドワード・ブリッジス大蔵事務次官を訪ねるとともに、プラウデン委員会のメンバーと三日間にわたつて会談した。この席上、英国側は数多くの技術的質問をモネに浴せた。「カルテルとの関係は如何。シューマン・プランは生活水準を低下させるのではないか。仏国の経済計画に如何なる影響を及ぼすのか。産業の所有権について。提案された最高機関の形態と機能について」。[3] 英国にとつてモネの回答は納得いくものではなく、提案を如何に実行に移すかについて、仏国政府自身も考えが煮詰まつていないとの印象を受けた。[4] しかしながら、モネは提案の実現に伴つて生じる技術的問題は二の次であり、まず原則において同意出来れば具体的問題は交渉過程において解決されるであろうと主張した。さらに、一九三六年ヒットラーがラインランドに進駐した際、英国はナチズムを阻止するために行動を起さなかつた結果、後に多大な代償を支払うことになつた事例を引いて、英国の参加を心から望んでいることを力説した。[5] しかし、結局、英国側はこの英仏専門家会談を通じて、「仏国政府は、五月九日の仏声明に示された原則を他国政府が承認することが提案を実際に適用する作業よりも優先すると考えている」と判断したのである。[6]

五月一九日、シューマン外相は帰国の挨拶をするために外務省にベヴィンを訪ねた。この際、ベヴィンは「提案を詳細に検討する時間的余裕がなかつた」ことを弁明し、シューマンは「帰国しだいこの問題を前進させるために次に如何なる手続が必要かを検討し、次週までに駐仏英大使を通じて親書を送る」[7] ことを約束した。この短時間の会談こそ、シューマン・プランをめぐる英仏交渉における両国外交責任者による唯一の直接交渉となつたのである。

既に、五月一六日、西独政府はシューマン・プランの受諾を閣議で正式に承認し、[8] ワシントンからもトルーマン米大統領の支持が寄せられ、[9] プランの前途は非常に明るいものとなつていた。五月二一日、シューマンはナントで開かれた人民共和派の年次大会で演説し、「提案は、悠長な手続に慣れている英国に驚きをもたらしたが、英国政府の態度は成功の希望を抱かせるものであつた。私は我々の将来について大きな自信を持つてロンドンから帰つてきた」[10] と報告し、プランの成功と英国

の参加についても楽観的な空気が漂い始めたのである。

英国内においても動きが活発になつてきた。五月一六日、労働党全国執行委員会の国際問題小委員会は、欧州における重工業の将来の在り方を検討するために、六月一六日から国際社会党会議をロンドンで開くことを発表した。[11] モウリス・エーデルマン労働党議員は「ニューティツマン・アンド・ネーション」に寄稿し、「欧州評議会に属し、産業界・労働界・政府・消費者の代表より構成される欧州石炭鉄鋼会議」を提案し、「プランを実行に移すのは英労働党の責任である」[12]と主張した。

かつてチューリッヒ大学で「我々は一種の欧州合衆国を建設せねばならない。その第一歩として仏独のパートナーシップを」と呼びかけ、戦後の欧州統合運動の火付け役となつたチャーチル保守党党首は、五月一九日、エディンバラのアッシャー・ホールで開催されたスコットランド保守党の年次大会で演説し、「シューマン提案は、仏独間の戦争再発を防止する重要かつ効果的な第一歩となろう。我々はこの提案を原則において心から歓迎するであろう」[13]と述べた。欧州評議会への保守党代表団の副代表ハロルド・マックミランも、五月一七日ロンドンで「シューマン氏の提案は勇気と創造性豊かな政治手腕の現れである。英国の政治家もこの新しい責任と機会を同じように捉えることを望むものである」[14]と英国の参加を主張した。また、欧州評議会の諮問総会の副議長を務める自由党のレイトン卿は、五月一八日ラジオで「大西洋の展望」と題して講演し、「我々はもはや島国ではない」[15]ことを強調して英国の積極的参加を唱えたのである。

鉄鋼業界はしだいに、お互いの咽喉をかき斬るような競争を規制する新機構に英国が参加することに好意的になつてきた。[16] 英鉄鋼連盟はその機関誌で、プランの背景となつている欧州の石炭鉄鋼業の相互依存関係を分析し、シューマン・プランに理解ある態度を示した。[17] これとは対照的に、労働界の反応は冷たいものであつた。ベヴィンの後継者として運輸・一般労働者組合の書記を務め、英労働組合評議会の指導者の一人であるアーサー・ディーキンは、五月二〇日、石炭業の中心地カー

ディフで演説し、「我々はシューマン提案を重大な関心をもつて眺めねばならぬ。我々の労働組合運動を通じてかちとつてきた我々自身の生活水準を下げるような如何なる国際協定をも我々は欲していない」[18]と述べ、労働者の生活水準の平等化を目指すシューマン提案が、悪平等をもたらし、英労働者の生活水準低下に繋がることを懸念した。また、五月二二・二三両日にデュッセルドルフで開催された国際自由労働組合連盟総会は、関係七カ国政府に対して交渉に入ることを要請した決議案を採択したが、英労働組合評議会の代表[19]は、詳しい情報が欠けている時点で如何なる約束もすることは出来ないと棄権したのである[20]。

欧州統合を主張する唱導的圧力集団も動き始めた。チャーチルの主宰する統合欧州運動は、五月一六日、執行委員会の次の声明を発表した。「統合欧州運動は、欧州の石炭鉄鋼産業の統合に関するシューマン氏の歴史的なイニシャティブを暖かく歓迎する。本運動は、英国政府が、この提案を実施に移す方法を見い出すために他の欧州諸国政府とともに万全の役割を演ずる用意があり、詳細な計画を来たる八月ストラスブールの欧州評議会に提出する用意があることを、直ちに宣言することを切望するものである[21]」と英国の参加を求めたのである。また、欧州協力のための経済連盟の英国委員会は、一七名の連名[22]で「タイムズ」に投書し「シューマン・プランに拍手を送るだけでは充分ではない。我々はこの計画を完成するために、その責務の分担を果さねばならない。計画の詳細を仕上げる過程で最初から積極的な役割を演ずることは、英国の利益に適うものである。英国はシューマン氏の招待に直ちに答えることによつて、共通の経済的社会的諸問題の解決のために英国がその分担を果す用意があることをはつきりと示すべきである。欧州の安全と経済的進歩は、英仏独三国が一緒に課題に取り組むことによつてのみ達成することが出来るのである[23]」と、英国の参加を主張したのである。

マス・メディアも英国の参加問題を大きくクローズアップした。「スペクティター」はプランに好意的な欧州の状況を伝える[24]とともに、その社説で「機会を躊躇することなく捉えねばならない[25]」と英国の参加を主張した。「タイム・アンド・タイド」

もパリ報告の中で、英国の積極的参加を望む仏国内の様子を伝えている。[26]「エコノミスト」は、「英国は提案された機構を検討し、草案を練り、設立するために心から参加すべきである。この機会に、少なくとも『足をひっぱる』と非難されるような行動をとってはならない」[27]と、新機構を承認するばかりでなく、参加すべきであるとの態度を明確にうち出した。労働党左派の機関誌「トリビューン」は初めて論評し、「この提案は依然として試験的なものであり、労働党政府はそのイニシャティブで、未だ欠けている建設的計画を提供することが出来る。英国の参加なしには新機構がルールの『鉄鋼王』の道具になる危険性がある」[28]と、社会主義英国の指導の必要性を唱えた。「ニュースティツマン・アンド・ネーション」は「重工業の管理権を一群の国際官僚の手に委ねることは、民主主義にとつて本当に良いことなのであろうか」と疑問を投げつつも、修正を施すことによつて英国が受諾する機会は増すという趣旨で前述のエーデルマン案を掲載したのである。[29]

以上のように、英国内においても、労働界を除いて、各々の理由には違いがあるが、英国のシューマン・プランへの参加、少なくともシューマン・プランを審議する国際会議への英国の参加を求める声は大きくなつていつたのである。

このような状況の下で、シューマン・プランに関する英仏間の外交交渉が本格的に始まつたのである。

五月二五日、既に大蔵省、プラウデン委員会の意見を下敷にして交渉に臨む英国の基本的原則を決定したベヴィン外相[30]は、ハーヴェー駐仏大使に対して、「独仏直接交渉」を提案した次の親書を仏国外務省に伝達するよう訓令した。「（前略）重要なことは今すぐ何かを始める必要があるということである。（中略）厖大な準備とある程度の約束を要する大規模な国際会議は、この問題を処理する次の段階としては不適切であるように思われる。最も好ましい手段は、独仏間の直接交渉を早急に樹立することである。英国政府は、提案がどのように導かれるかを詳細に観察し、計画に参加することが出来るかどうかを判断するために、その直接交渉に最初から参加したいと考えている」。[31]

ところが、この親書が仏国外務省に届けられる前に、シューマンは「共同声明草案」を関係六カ国政府に通達していた。ロンドンでも、マッシギリ大使がケネス・ヤンガー外務担当国務相に次の覚書を手渡した。「（前略）ロンドン会談の結果、具体的成果に到達するためには仏声明に明示された原則と基本計画について各国政府が最初から合意している必要があることが明らかになつた。（中略）既に独連邦政府が交渉参加に同意し、共同声明受諾を通告してきた。（中略）英国が同一条件で交渉に参加することを切に希望するものである。共同声明草案。『……国政府は、その石炭鉄鋼生産のプール化と……国と将来加盟する諸国を拘束する決定を行う新しい最高機関制度によつて、平和と欧州の団結、経済的社会的進歩を目指す共同行動をとることを決意する。五月九日の仏提案に明示された原則と基本計画に基づく交渉は、仏国政府が提案する期日に開始される。尚、条約は批准のため各国議会に提出される。』[32]」

両国外務省は、ベヴィンの親書とシューマンの覚書が行き違いになつたことを認めたが[33]、次に行動を起したのは英国であつた。英国政府は五月二七日付覚書をもつて、「独仏直接交渉方式」を繰り返すとともに、「もし、仏国政府が会議参加の前提条件として資源のプール化とある程度の主権を有する機関の設立を事前に約束することに固執するならば、英国政府は遺憾ながらそのような条件を受諾することは出来ないであろう[34]」と高姿勢に出た。

驚いた仏国政府は、五月二八日マッシギリを英国外務省に派遣して、二七日付英覚書の内容について確認させた。ヤンガー国務相に会つたマッシギリは「ある程度の主権を有する国際機関に資源をプールする原則に、英国は現時点で同意する用意はないが、この原則そのものに反対しているわけでなく、原則を実際に適用する方法を見いだす目的で討議に加わる用意があると考えてよいのか[35]」と質した。ヤンガーは「明らかに、原則に反対しながら討議への参加を提案しているわけではない。しかし同様に、この原則を実施に移す方法について、現在ある情報以上に明確な説明がない限り、この原則に我々自身を縛りつける用意もない[36]」と答えた。マッシギリはヤンガーの考えに理解を示し、「英国の留保条件が会議への参加を制限

することにはならないように思われる」と個人的見解を述べた。[37]

マッシギリは英国の考えを伝えるために、一時パリに帰任した。この間、ドイツに続いて、五月二七日ベルギーとルクセンブルクが、五月二九日イタリアが共同声明草案の受諾を発表した。[38] マッシギリとシューマンとの間で如何なる会話が交わされたかは明らかではないが、五月三〇日、仏国政府は覚書をもつて「関係国の間で条約が調印され、議会の批准を受けるまでは如何なる事前の拘束もない」[39]ことを強調した。しかも、シューマンはハーヴェーに対して、英国の特殊な立場を理解し、英国政府の参加条件を明記する一項を共同声明に加える用意があることを口頭で伝え、[40] 英仏間の妥協の可能性が大きくなつた。さらに、五月三一日、オランダ政府は「計画が実行し得ないと判明した場合、行動の自由を留保することを条件に、会議への参加を受諾する」という口上書を仏国政府に通達した。[41] このオランダの態度は一方で原則を承認し、他方で脱退の権利を留保しており、英国も同歩調をとることが期待されたのである。

しかし、同三一日夜、英国政府は覚書を送り、五月二五日付共同声明草案をそのまま受諾することは出来ないとし、さらに、英国の立場を明記した次の一項を草案に付帯することを提案した。「英国政府は提案された会議に建設的精神で臨み、会議の結果英国が加入出来る計画が生まれることを希望し討議に参加する。しかし、現段階ではこれ以上に厳密な約束をすることは出来ない。英国政府は仏提案の重要かつ遠大な性格を認識し、平和と欧州の団結、経済的社会的進歩を目指す共通政策の追求という目的において完全な一致をみているのである。[42]」

この英提案は仏国政府の態度を硬化させた。英国が原則に同意しないまま会議への参加を認めることは、原則そのものをめぐる論争が生じる危険性があり、そうなれば既に原則を承認している国々をも巻き込み、プランそのものの破壊に繋がるおそれがあると判断したのである。それでも仏国政府は声明草案に対して語調を少し柔らげる修正を施し、[43] 六月一日、「（前略）共同声明は交渉の成功にとつて不可次であり、仏国政府の希望に反して英国政府が署名出来ない場合は、仏国政府はこ

れを基礎として受諾した国々と交渉を開始するであろう。その場合、英国政府が加盟したいと判断した時に加盟出来るよう、仏国政府は交渉の進展状況を連絡するであろう」[44]との覚書を手渡し、回答期限を翌六月二日午後八時までと指定した。

仏国の最後通牒を受け取った英国政府は色めきたった。六月二日午前、休暇中のアトリー首相[45]に代つて首相代理を務めるハーバート・モリソン枢相とヤンガー国務相は、三日前から入院中のベヴィン外相[46]をロンドン・ナーシング・ホームに訪ね善後策を練った。この席上、ヤンガーは共同声明に同意し会議への参加を主張したが、ベヴィンは若いヤンガーをたしなめ、妥協案として次の手続を検討するために関係国による閣僚会議を提案した[47]。同二日午後、モリソンは緊急閣議を召集し、モリソン、ヤンガーの他、国璽尚書アディソン子爵、シンウェル国防相、マックネイル・スコットランド相、アイザックス労働相、トムリンソン教育相、クリップス蔵相の代理[48]ジェイ大蔵政務事官が出席した[49]。首相、外相、蔵相欠席のまま、この緊急閣議が「閣僚会議提案」を最終案として、もしこれが受け入れられない場合は交渉決裂もやむなしとの決定を下した。この決定は二日付覚書[50]をもつてハーヴェーを通じて仏国外務省に伝達された。

二日夜、パリの英国大使館と仏国外務省の間で一連の口頭による意見の交換があつたが[51]、仏国政府は六月三日付覚書で「英国政府の提案する閣僚会議は、交渉の開始を遅らせるにすぎない[52]」と、英国の提案を拒否したのである。ここに、シューマン・プランを審議するための国際会議への英国の参加をめぐる英仏交渉は暗礁に乗り上げたのである。

同六月三日、既に交渉参加を受諾していた西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクと提案国フランスの六カ国政府は、六月一日付仏草案に調印し、六カ国共同声明[53]を発表した。同日、英国政府と仏国政府はそれぞれの立場を主張する声明を個別に発表した[54]。

「ダンケルク」の十周年記念日の前日、英仏交渉は決裂し、英国は再び欧州大陸から撤退し始めることになつたのである。

(1) Merry & Serge Bromberger, *op. cit.*, p. 105 によれば、モネは最初からシューマンに同行したことになつているが、一四日到着説をとる。

Cmd. 7970, Document 4, p. 6 参照。

(2) モネは英国の関係者だけでなく、米国および大陸諸国の専門家にも会っている。たとえば、五月一五日午前中に米大使館でクリマン移動大使、マックロイ駐独高等弁務官と会い、一六日にはステッカー蘭外相をはじめとするベネルックスの代表とも会って、シューマン・プランを説明した。*The Times*, May 16; May 17, 1950 参照。

(3) Richard Mayne, *op. cit.*, p. 182.

(4) Ulrich Sahm, *op. cit.*, p. 15.

(5) *Ibid.*, p. 15.

(6) *Cmd. 7970*, Document 4, p. 6. エティエンヌ・イルシュは、この三日間の英仏専門家会談で英国が否定的決定を下したと記しているが、この時点で英国が不参加を決定していたわけではない。Etienne Hirsch, "L' Angleterre fera-t-elle antichambre ? ", *Les Cahiers de la Republique*, No. 51, January, 1963, p. 10.

(7) *Cmd. 7970*, Document 5, p. 6.

(8) *Keesing's Contemporary Archives* 1950, p. 10750.

(9) *Department of States Bulletin*, May 29, 1950, p. 828.

(10) *The Times*, May 22, 1950.

(11) *Ibid.*, May 17, 1950.

(12) Maurice Edelman, "The Schuman Plan", *The New Statesman and Nation*, May 20, 1950, pp. 565-566.

(13) *The Times*, May 20, 1950.

(14) Harold Macmillan, *Tides of Fortune* 1945-1955, New York, Harper & Row, Publishers, 1969, pp. 188-189.

(15) *News Chronicles*, May 19, 1950.

(16) *The Observer*, May 21, 1950.

(17) 「結論として、石炭鉄鋼原料の輸入関係における顕著な傾向は、主要原料を相互に依存していることである。この鍵となる原料の双方を自給している国はない。仏国は石炭の輸入に、ドイツは鉄鉱石の輸入に依存している。オランダとベルギーは鉄鉱石を持たず、ルクセンブルクとイタリアは石炭を持たない。英国も鉄鉱石と屑鉄の輸入にかなり依存している。鉄鋼製品の輸出についても、その依存関係は顕著であるが、英国の場合は非欧州市場への輸出が大きな割合を占める。しかし、生産過剰が近い将来予想されている現在、何んらかの調整手段が必要である」。"The Interdependence of the European Coal and Steel Industries," *The British Iron and Steel Federation Monthly Statistical Bulletin*, Vol. 25, No. 5, May 1950, pp. 1-10.

(18) *The Observer*, May 21, 1950.

(19) 植字工ロンドン協会のR・ウィリス、全国熔鉱炉工・鉄鋼夫・コークス労働者・関連労働者組合のJ・オウエン。

(20) The Trades Union Congress, *The Report of the Proceedings at the 84th Annual Trades Union Congress, September* 4-8 1950, pp. 177–178 参照。

(21) *The Times*, May 17, 1950.

(22) Julian Amery, Edward Beddington-Behrens, Bob Edwards, Hailey Edward Hulton, Harry Hynd, Hugh J. Klare, Lord Layton, M. J. Layton, Harold Macmillan, Patrice Elton Mayo, John Midgley, Jullet Rhys Williams, Paul Rykens, Arthur Salter, Priscilla Tweedsmuir, David Waley.

(23) "The Letter to the Editor", *The Times*, May 22, 1950. リチャード・メインは、この投書を五月一二日付とし、モネがロンドンに到着する以前のシューマン・プランに対する英国の好意的空気を示す資料として使用しているが、モネ帰国後の五月二二日が正しく、明らかに誤用である。Richard Mayne, *The Recovery of Europe, op. cit.*, p. 181.

(24) D. R. Gillie, "France and Schuman", Mark Arnold-Foster, "Germany and Schuman", *The Spectator*, May 19, 1950, pp. 674–676.

(25) *Ibid.*, p. 672.

(26) Bertrand De Jouvenel, "The Schuman Idea", *Time and Tide*, May 20, 1950, pp. 500–501.

(27) *The Economist*, May 20, 1950, pp. 1105–1108.

(28) *Tribune*, May 19, 1950, p. 3.

(29) *The New Statesman and Nation*, May 20, 1950, pp. 561–562.

(30) 五月二〇・二一日の週末、労働党はその幹部をドーキングにあるウェブ邸に召集した。アトリー首相等一八名の閣僚、二七名の全国執行委員会委員、三名の労働組合評議会の代表が参加したこの会議において、労働党は今後の国有化政策についてその再検討を行なった。その際、鉄鋼業の国有化の実施について再確認が行なわれたが、不思議なことにシューマン・プランについてはまったく論ぜられなかった。ベヴィンは、一〇日間の国際会議で仕事が山積みしたことを理由に欠席し、プラウデン等とシューマン・プランの検討に入ったことが察せられる。*The Economist*, May 27, 1950, p. 1155; *The New Statesman and Nation*, May 27, 1950, p. 594 参照。

(31) *Cmd. 7970*, Document 6, pp. 6–7 ; *D. F.*, No. 1339, p. 5.

(32) *Cmd. 7970*, Document 7, pp. 7–8 ; *D. F.*, No. 1339, p. 4.

(33) *Cmd. 7970*, p. 7 ; *D. F.*, No. 1339, p. 5 ; *Keesing's Contemporary Archives*, 1950, p. 10749.

(34) *Cmd. 7970*, Document 8, p. 8 ; *D. F.*, No. 1339, p. 5.

(35) *Cmd. 7970*, Document 9, p. 9.

(36) *Ibid.*, p. 9.
(37) *Ibid.*, p. 9.
(38) *Keesing's Contemporary Archives*, 1950, p. 10751.
(39) *Cmd. 7970*, Document 10, pp. 9-11 ; *D. F.*, No. 1339, pp. 5-6 参照。
(40) *Cmd. 7970*, Document 11, p. 11 ; *D. F.*, No. 1339, p. 6 参照。
(41) Richard Mayne, *op. cit.*, p. 186.
(42) *Cmd. 7970*, Document 11, pp. 11–12 ; *D. F.*, No. 1339, p. 6.
(43) "governments of……are resolved to carry out a common action……by pooling……" を修正し、"governments of……in their determination to pursue a common action……as their immediate objective the pooling……".
(44) *Cmd. 7970*, Document 12, p. 12 ; *D. F.*, No. 1339, p. 7.
(45) 五月二六日から六月一一日まで英議会は聖霊降臨祭の休暇に入り、アトリー首相も休養のため五月二七日から六月五日までフランスにいた。しかし、この滞仏中、アトリーが仏側の関係者とシューマン・プランについて話し合った様子はない。アトリーは「タイムズ」とのインタヴューで「滞仏中自分は誰にも会わないし、また会談の予定もない」と語っている。*The Times*, May 29, 1950.
(46) ベヴィンは一九四七年春のモスクワ外相会議の際心臓発作で倒れて以来、療養を続けながら要職をこなしていたが、一九五〇年四月一三日手術を受けた。一連の国際会議のため治療を切上げ五月四日に退院したばかりであったが、疲労で悪化し、五月三〇日夜から再び入院していた。
(47) Leslie Hunter, *The Road to Brighton Pier*, London, Arthur Barker Limited, 1959, p. 13 ; *The Observer*, June 4, 1950 参照。
(48) クリップス蔵相も五月二六日から六月一〇日まで、保養のため仏アルプスのプリアンソンに滞在し、ロンドンを留守にしていた。
(49) *The Times*, June 3, 1950.
(50) *Cmd. 7970*, Document 13, p. 13 ; *D. F.*, No. 1339, p. 7.
(51) *Cmd. 7970*, p. 13.
(52) *Cmd. 7970*, Document 14, pp. 13–14 ; *D. F.*, No. 1339, pp. 7–8.
(53) *Cmd. 7970*, Document 15, p. 14 ; *D. F.*, No. 1339, p. 8.
(54) *Cmd. 7970*, Document 16, 17, pp. 14–15 ; *D.* F., No. 1339, p. 8.

五　「欧州統一」と議会審議

六月五日、前夜休暇を終えて帰国したアトリー首相は、留守を預っていたモリソンとヤンガーから英仏交渉の報告を受け

た後、病院にベヴィンを見舞い交渉結果を諒承した。[1]

政府の交渉の成り行きを見守つていた野党は一斉に反対を表明した。マックミランは「プランの目的は仏独の統一である。これは英国の参加によつて平和の維持になるが、英国の参加なしには、安全ではなく危険の源となるかもしれない」[2]と批判した。自由党は、六月一〇日、ロンドンで理事会を開き、シューマン・プランに対する労働党政府の処理の仕方を非難し、議会でこの問題が審議されるべきであるとの決議案を採択した。[3]

これに対して、労働界の反応は政府に好意的であつた。全国炭鉱労働組合連合のウィリアム・ローサー委員長は、六月八日、ロンドンで「石炭鉄鋼のための計画経済の原則は良いものであるが、詳細を知る前に提案に同意することは誤つていると思う」[4]と語り、政府の態度を支持した。さらに、英鉄鋼労働組合連盟書記で、労働組合評議会の理事を兼ねるリンカーン・エヴァンズは、鉄鋼労働組合連盟の機関誌「マン・アンド・メタル」にその見解を発表し、「この提案の底に流れる基本原則に同意しないものはほとんどいない。しかし、提案の一部は、特に英国にとつて非現実的なものである。たとえば、各国における石炭鉄鋼労働者の生活水準の平等化がどのような短期的計画によつて、如何に達成されるかわからない」[5]と疑問を投げ、政府の決定に同調した。

英国の各紙もその多くは政府を支持する論評を発表した。六月五日、「タイムズ」は、「政府が事前の約束を辞退したことはまつたく正しい。我が国の石炭鉄鋼資源を国際機構の意のままにさせる範囲で主権移譲を余儀なくさせる計画を事前に受諾することは、政府も行ない得ず、英国の世論も政府がそうすることを期待してはいない」[6]との社説を発表し政府を支持した。「マンチェスター・ガーディアン」も、「我々の反対論は次の一点につきる。我々は最高機関に従うことを約束する前にそれが如何なるものになるのかを知りたい。そのために静観したいだけである」[7]と政府を弁護した。「ディリー・ヘラルド」は「政府の態度は決して優柔不断ではない。誠実と常識から生まれたもので、議会と国民に対する責任の産物である」[8]と評

価し、「スタティスト」も、「英国と大陸諸国の利益は決して同一ではなく、政府の決定は賢明である」[9]と支持した。労働党系の「ニューステイツマン・アンド・ネーション」も政府支持を明らかにしたが[10]、これまで英国の積極的参加を主張してきた保守党系の「スペクティター」さえもその論調を変え、「我が国のどの政党も欧洲連邦の原則を承認していない。我々は事前の約束なしに討議に参加するか、あるいは、その条件が入れらない場合はまつたく参加しない方が良い。英国の不参加は残念なことであるが、それを災いとみなすのは行き過ぎである」[11]と、不参加もやむをえないとの態度をとつた。

しかし、政府の決定に批判的な声も聞かれた。一貫して参加論を唱えてきた「ニューズ・クロニクル」は、五日の社説「追憶」の中で「ダンケルクは英仏間に断ち難い絆をつくつた。一〇年後、シューマン・プランのような重要な問題で両国が袂をわかつとは何んと不幸なことであろう。今日ほど英仏の緊密な友好関係が欧洲の平和と福祉のための不可欠な条件として求められている時はない」[12]と交渉決裂を悲しみ、翌六日の社説「架け橋」でオランダ方式を提案した[13]。「オブザーヴァー」も、「パリ会議までまだ一週間以上もある。まだ何も解決されておらず、すべて流動状態にある」[14]と、今からでも遅くないことを指摘して英国政府の再考を求めた。「エコノミスト」も、「かつて前例を見ないような外交上の不手際の結果である」政府を攻撃し、「幸運にも幕が閉じられたわけではない。英国政府が交渉の席に着くことは依然として可能である」[15]と主張した。「タイム・アンド・タイド」は、「如何なる政府も詳しい情報なしに事前に同意出来ないという議論は、英国の冷やかな態度の言訳けにはならない」と政府を批判し、オランダ方式を提案した[16]。あらたに、「バンカー」も、「政府筋の疑惑と留保も理解出来るが、西欧の石炭鉄鋼業国際化計画が英国欠席のまま出発することになれば、大悲劇となることは明らかである」[17]と述べ、英国が原加盟国になるべきことを主張したのである。

このような状況の下で、聖霊降臨祭の休暇が明け、六月一二日議会が再開され、シューマン・プランがその焦点となることが予想されていた。政府は、六月一三日に英仏交渉に関する白書を議会に提出し、野党の攻撃をかわす予定でいた[18]。しか

し、その前夜、労働党全国執行委員会発行の「欧州統一」と題する小冊子が公表され、シューマン・プランをめぐる論争に油を注ぐ結果となつた。この小冊子は、戦後初めて労働党がその対欧政策を表明した公式文書であり、その骨子は次の通りである。

「一　超国家的な欧州機構のために一国の国家主権を放棄することに反対する。その理由は、このような超国家機構が反社会主義的な多数によつて支配され、欧州の労働者から反撃を受けることを懸念するからである。

一　欧州統一にとつて重要なことは、民主国家の大半が英国のように自国民のために完全雇用、社会福祉、経済的安定を達成していないことである。

一　党は欧州評議会に立法権を与えるあらゆる試みに反対する。

一　西欧が米ソ間の橋渡し役として中立の地理的ブロック、あるいは第三勢力を結成すべきであるという考えは無益かつ危険である。当分の間、西欧の経済的安定と戦略的防衛は米国との緊密な協力に依存する必要があり、中立は不可能である。

一　党は西欧における英国の義務が英連邦に対する英国の義務に優先することを許さないであろう。

一　シューマン・プランへの参加を拒むものではないが、このような計画は国民の利益に適う必要があり、共通政策を調整する上で決定的役割を果すものは各国政府である」[19]

つまり、超国家機構を否定し、社会主義政党が政権をとらない限り西欧の統一は不可能であり、欧州よりも米国、英連邦との特殊関係を優先さすことを明らかにしたのである。この小冊子が生まれた過程は現在でもあまり明らかにされていないが[20]、シューマン・プラン問題が起こる約一ヶ月前に、全国執行委員会が国際問題小委員会に対して党の対欧政策の基本路線を検討することを委託したことに始まる。作業はデニス・ヒーリーを中心にして行なわれ、シューマン・プランの登場にともなつて一項が追加され、草案はアトリーも出席した五月二四日の全国執行委員会で承認されたが、発表の期日については決定されていなかつた。結局、町村計画相で、国際問題小委員会委員長を兼ねるヒュー・ドールトンとモーガン・フィリップス党書記が、アトリーとベヴィンに相談することなしに、政府白書発表の前日の一二日に公開したのである[21]。交渉決裂後、

英仏関係が最も微妙な時機にあつただけに、その発表のタイミングの悪さは慎重さを欠いていた。

翌六月一三日、政府は白書を議会に提出するとともに、下院でアトリー首相が、上院で国璽尚書アディソン子爵が、政府の立場を説明した。[22] さらに、「欧州統一」問題に触れ、「小冊子は労働党の政策の一般声明であり、基幹産業の問題との関係でいえば、この分野での欧州との協力を一層発展させる計画の必要性について、党がどのように考えているかを示したにすぎない。この文書は、当然、この問題に対する政府の政策声明ではない」[23] と苦しい答弁をしたのである。

しかし、小冊子の発表は、英仏交渉決裂以上に大きな国際的反響を呼んだ。パリでは、シューマン外相が「英労働党全国執行委員会の態度はまつたく意外で、このように幅や含みのない方針をはつきり採択したことは信じられない」[24] と批判した。ボンからも「労働党の態度は欧州が当然進むべき歴史的発展に逆行するもので、非常に遺憾である」[25] との談話が寄せられた。ワシントンでは、マーシャルプランの米側責任者ポール・ホフマン経済協力局長官が「これは孤立主義の最も嘆かわしい事例の一つである。行ないうる最も有害な声明の一つである」[26] と激しく非難したのである。

英国内でも、野党が激しい反発を示し、イーデンは「共産主義者が信奉する全体主義的信条である」[27] と非難した。マス・メディアも一部の例外[28]を除いて、労働党に対して批判的な見解を発表した。「ニューズ・クロニクル」は「労働党は欧州統一をすげなく拒絶した」[29] と批判し、「タイム・アンド・タイド」も、「社会主義と国際主義は永い間一体であつた。これまでこの関係が脅かされている徴候は数多くあつたが、今週までこの二つの分裂が不可避であり絶対的であるとは知らなかつた。英労働党はまず社会主義者であり、最後に国際主義者であることを宣言した」[30] と攻撃した。これまで政府を支持し続けてきた「マンチェスター・ガーディアン」でさえも、「欧州や米国において、『社会主義』英国が最も完全な国であり、欧州が我々のイメージの中で再建されて初めて英国が全力で協力することが出来るなどという子供じみた考えを共有する人はほとんどいないということを、労働党が悟つても良い時期である」[31] と非難した。一週間前に、政府の決定やむなしと主張した「ス

ペクティター」も、「モスクワと同じように独断的で教条的である」と非難し、「労働党の外交政策は英国の外交政策ではなく、政府は少数の選挙民の声しか代弁していないことを世界に明らかにする必要がある。野党は直ちにその責任を追究せねばならない」[32]と主張したのである。

ところが、内外から「孤立主義者英国」の非難が増してくるにつれ、反撃が起り始めた。全国鉄道労働組合のフィギンズ書記は、「我々は偉大な歴史と伝統を有するばかりでなく、英国や米国の資本家に屈するつもりはないことを彼らに思い出させてやろう」[33]と干渉を非難した。「タイムズ」、「ディリー・ヘラルド」、「トリビューン」、さらに、三日前に労働党を批判した「マンチェスター・ガーディアン」も、「孤立主義」との非難は行き過ぎで、不公平であると論評した[34]。英国の積極的参加論を唱えてきた「エコノミスト」でさえも、発表のタイミングの悪さとその社会主義的偏向を批判しながらも、「これを孤立主義と呼ぶのはナンセンスである」[35]と弁護したのである。

このように、労働党全国執行委員会発行の「欧州統一」は、交渉決裂をもつて鎮まりかけた論争を再び活発化させることになつたのである。その嵐の中で、六月一六日からロンドンで国際社会党会議が開催された。この会議は、一カ月前の五月一六日英労働党全国執行委員会によつて提案されていたもので、欧州一〇カ国の社会党幹部が出席した。しかし、会議は冒頭から「欧州統一」に対して仏代表団から激しい非難が浴せられ紛糾した[36]。結局、超国家機構問題をめぐつて英労働党と大陸の社会党との間で意見がまつたく対立し、国際社会党会議は政府間の調停役の機能を果すことなく、一七日予定を一日早めて閉会したのである。

ついに、一九五〇年六月二〇日、プラン発表からわずか六週間後、欧州大陸の六カ国はパリに集まり英国欠席のままシューマン・プランに関する国際会議が開催されたのである。開会にあたつてシューマン外相は「超国家機構のために西欧諸国

の代表が、その独立主権の一部を捧げるために一堂に会していることは空前のことであり、この時計の間は歴史的なものとなろう」と演説し、英国問題についても「我々は心から英国がこの計画に参加することを念願してきた。英国を除いた欧州を考えることは出来ない。英国もやがてはこの計画に参加することを希望してやまない[37]」と述べたのである。

この呼び掛けに答えるかのように、この日ロンドンでは、保守党のチャーチルと自由党のクレメント・ディヴィスとの間で党首会議が開かれ、二月の総選挙以来初めて両党共同で動議を提出することに同意した[38]。同夜、次の保守・自由共同動議が議会に提出された。「平和と完全雇用の利益のために、英国政府がオランダ政府によつてなされた留保――計画は実行し得ないと判明した場合には行動の自由を留保する――を条件に、シューマン・プランに関する会議参加の招待を受諾するよう議会は政府に要請する[39]。」

これに対して、労働党政府は、駐米、駐仏大使に訓令し、政府の立場と党の声明とは異なることを駐在国政府に説明させるとともに[40]、六月二〇日ヤンガー国務相が英労働組合評議会の代表に会い「政府にもパリ会議がどのように進展するかわからない。国際交渉が何んらかの結論に達した場合には、労働組合のアドヴァイスを受ける[41]」ことを保証し、労働界の支持を確認した。さらに、過半数を上回ることわずか二議席の労働党は野党との対決に備え、翌二一日、議会労働党の総会を開き、アトリー党首が党の団結を訴え[42]、二二日の閣議において次のような政府修正動議を提出することを決定した[43]。「議会は五月九日の仏外相のイニシャティブを歓迎する。しかし、石炭鉄鋼の生産をプールし、その決定は関係国を拘束する新国際機構をつくることを事前に約束する条件の下でその国際会議に参加することは、英国政府にとつて不可能であり、この共通努力に対して英国政府が加盟あるいは準加盟することも可能となることを希望しつつ、討議において建設的役割を演ずる用意があることを議会は承認する[44]」。

第二次大戦後、労働党政府の外交政策は原則的に保守党によつて支持され、超党派外交が進められてきたが、ここに初め

て野党側から重大な挑戦を受けることになつたのである。[45] パリ会議の進行を横目で眺めながら、六月二六日、下院において論戦の火蓋が切られた。まず、イーデンが保守党自由党を代表して両党共同動議を提出し、その提案理由を説明した。次に、自由党のデーヴィス党首が補足説明を行ない、これを受けてクリップス蔵相が、病気療養中のベヴィンに代つて政府修正案を上程し、政府の決定の正当性を主張した。これを契機に、二日間に亙つて激しい議論の応酬が見られた。保守党、自由党の主張の要点は、第一に、シューマン・プランの意義を認め、その成功は英国の基本的利益に適うこと。第二に、英国が参加しない場合にはドイツの支配力が強まることを懸念し、これを阻止するためには英国の参加が必要であること。第三に、英連邦および米国との特殊関係を犠牲することにならない方式を、参加することによつて見出すこと。第四に、「欧州統一」のように、一つの政治信条で西欧を統一することは出来ないと労働党を非難した。最後に結論として、オランダ方式によるパリ会議への参加を受け入れる用意があることを主張した。これに対して、与党側の主張は、第一に、仏国政府のプラン発表方法と交渉の進め方に批判的であり、第二に、プランの意義は認めるが、英国経済の基礎部門に大きな影響を及ぼす計画に、その詳細がわからぬまま簡単に加わることは出来ないこと。第三に、経済面ばかりでなく、欧州連邦という将来の政治的枠組を承認することになり、英連邦との特殊関係を犠牲することになる。第四に、問題を解決するには、国際機構を通じて各国が協力するのが最善であること。結論として、静観という政府の決定を支持することを主張したのである。[46]

討議は二七日夜七時打切られ、採決が行なわれた。投票の決果、保守・自由共同動議は賛成二八九、反対三〇九で否決され、政府修正案が賛成三〇九、反対二九六で可決され、[47] シューマン・プランに関する政府の決定は下院において承認されたのである。労働党は、ロナルド・マッケー[48]等の親欧州派を説得し政府案を支持させることに成功したが、野党側では、レッジ・バーク[49]をはじめとする保守党右派六名と自由党の一名が棄権に廻り、予想以上の差がついたことが注目される。さらに重要なことはチャーチルの意見[50]に示されるように、保守党も英国が欧州連邦に加わることを主張しているわけではなく、与

野党の意見は実質的にあまり差がなかつたのである。

本問題は、翌二八日上院の討議に付され、同夜最終的に議会の承認を受け[51]、パリにおける国際会議の進行とは無関係に、英国内ではシューマン・プランをめぐる論争に終止符が打たれることになつたのである[52]。この間、朝鮮半島に戦争が勃発し、英国はもとより世界の人々の関心は極東に向けられ、各国の軍備強化問題、特に西ドイツの再軍備と欧州防衛共同体問題が緊急な課題としてとり上げられ、その陰に隠れてシューマン・プランは英国において忘れさられていつたのである。

(1) *The Times*, June 6, 1950.
(2) Harold Macmillan, *op. cit.*, pp. 191—192.
(3) *The Observer*, June 11, 1950.
(4) *The Daily Herald*, June 9, 1950.
(5) Lincoln Evans, "The Schuman Plan", *Man and Metal : The Journal of the Iron and Steel Trades Confederation*, Vol. XXVII, No. 6, June 1950, p. 81.
(6) *The Times*, June 5, 1950.
(7) *The Manchester Guardian*, June 5, 1950.
(8) *The Daily Herald*, June 5, 1950.
(9) *The Statist*, June 10, 1950. p. 757.
(10) *The New Statesman and Nation*, June 10, 1950. p. 646 参照。
(11) *The Spectator*, June 9, 1950, pp. 779—780.
(12) *News Chronicle*, June 5, 1950.
(13) *Ibid.*, June 6, 1950.
(14) *The Observer*, June 11, 1950.
(15) *The Economist*, June 10, 1950, pp. 1257—1259.
(16) *Time and Tide*, June 10, 1950, pp. 569—570.
(17) *The Banker*, Vol. XCIV, No. 293, June 1950, pp. 145—146.
(18) *The Times*, June 12, 1950 参照。
(19) The National Executive Committee of the British Labour Party, *European Unity*, London, Transport House, May 1950.

pp. 1—15 参照。

(20) Hugh Dalton, *High Tide and After: Memoirs 1945-1960*, London, Frederick Muller Limited, 1962, pp. 334—335 に簡単な弁明はあるが、詳しい過程については不明である。

(21) 以上の過程については、*News Week*, June 26, 1950, p. 23 を参照。

(22) *House of Commons*, Vol. 476, June 13, 1950, Col. 35—37 ; *House of Lords*, Vol. 167, June 13, 1950, Col. 585—587.

(23) *House of Commons*, Vol. 476, June 13, 1950, Col. 38.

(24) *The Manchester Guardian*, June 13, 1950.

(25) *The Times*, June 13, 1950.

(26) *The Times*, June 17, 1950.

(27) *Keesing's Contemporary Archives*, 1950, p. 10788.

(28) 「デイリー・ヘラルド」は「党声明は欧州統合の議論において英国の態度を明確にするのに大いに役立つ」と高く評価し、「タイムス」は社会主義政権の問題については批判的であるが、全体としては承認した。*The Daily Herald*, June 13, 1950 ; *The Times*, June 13, 1950 参照。

(29) *News Chronicle*, June 13, 1950.

(30) *Time and Tide*, June, 17, 1950, pp. 593—594.

(31) *The Manchester Guardian*, June 13, 1950.

(32) *The Spectator*, June 16, 1950, pp. 812—813.

(33) *The Daily Herald*, June 16, 1950.

(34) *The Times*, June 16, 1950 ; *The Daily Herald*, June 16, 1950 ; *Tribune*, June 16, 1950, p. 7 ; *The Manchester Guardian*, June 16, 1950 参照。

(35) *The Economist*, June 17, 1950, pp. 1313—1315.

(36) *The Times*, June 17, 1950.

(37) *Ibid.*, June 21, 1950.

(38) 党首会談は保守党のイニシャティブによって開かれたと伝えられている。*News Chronicle*, June 21, 1950.

(39) 共同動議の署名者は以下の通り。保守党のチャーチル、イーデン、マックミラン、R・バトラー、自由党のテーガイス、J・マックレイ、J・ギモン。*The Times*, June 21, 1950.

(40) 六月二一日、オリヴァー・フランクス駐米英大使はホフマン米経済協力局長官へ書簡を送り英国政府の立場を説明した。*The Times*, June 24, 1950.

(41) The Trade Union Congress, *op. cit.*, p. 177.
(42) *The Times*, June 22, 1950 参照。
(43) 労働党のシルヴァーマン議員等の修正案、アダムス議員等の修正案が提出されたが、最終的には政府案に一本化された。*The Times*, June 22, 23, 24, 1950 参照。
(44) アトリー、モリソン、ベヴィン、クリップス、ストラウス供給相、ノエル・ベーカー燃料動力相が署名している。*The Times*, June 23, 1950.
(45) Richard Crossman, *House of Commons*, Vol. 476, June 26, 1950, Col. 2036; Garner-Evans, *Ibid.*, June 27, 1950, Col. 2130 参照。
(46) *House of Commons*, Vol. 476, June 26, 1950, Col. 1907-2056; June 27, 1950, Col. 2104-2159, 2161-2172 参照。
(47) *Ibid.*, June 27, 1950, Col. 2171-2182.
(48) マッケーは六月一九日「ニューズ・クロニクル」に労働党の「欧州統一」を批判する投書を寄せていた。*News Chronicle*, June 19, 1950. 彼の見解については、*House of Commons*, June 27, 1950, Col. 2122-2130 を参照されたい。
(49) *Ibid.*, June 26, 1950, Col. 1987-1994 を参照されたい。
(50) 「英帝国および英連邦の中心としての我々の立場上、また、英語圏における米国との友愛関係の立場上、我々は欧州連邦制度の完全なメンバーになることは出来ない」とチャーチルは述べ、連邦主義者との間にはつきりと一線を画した。*Ibid.*, June 27, 1950, Col. 2158.
(51) *House of Lords*, Vol. 167, June 28, 1950, Col. 1131-1146, 1147-1234 を参照されたい。上院では採決は行なわれなかつた。
(52) 七月一日、ジョン・ストレイチー戦争担当国務大臣がコルチェスターで、「シューマン・プランは陰謀である」と述べたことが議会でとり上げられたが、議論を再燃させるまでには至らなかつた。*House of Commons*, Vol. 477, July 6, 1950, Col. 630-634; July 11, 1950, Col. 1153-1219.

六　結　語

以上が一九五〇年五・六両月におけるシューマン・プランをめぐる英国の政治過程である。最後に、各集団のシューマン・プランに対する認識と行動を整理し、英国がなぜプランへの参加を拒んだか、その理由を検討してみよう。

労働党政府発行の白書を見る限り、英国政府は会議への不参加の唯一の理由として、プランがどのように実施に移されるか、その詳細を知る前に五月九日の仏原則を受諾することが出来ないことを繰り返し主張している。表面的には、欧州大陸の人々の特徴である演繹的な思考方法を帰納的な考え方に慣れた英国人が受諾出来ないのは当然であるようにみえるが、こ

の理由はあくまで言い訳けに過ぎないと考える。かつて、マーシャル米国務長官がきわめて曖昧な形で対欧州復興援助計画を提唱した時、詳細を知る前に、真先に支持を表明し具体的な行動を起したのは、ほかならぬベヴィンであつた。彼の迅速な支持と行動が、OEECの誕生をもたらしたといつても過言ではあるまい。そのベヴィンが、健康上の問題があつたにせよ、プランへの参加を躊躇したのは、別の理由が存在したことが考えられるのである。

労働党政府の決定過程を振り返つてみると、政府がこの問題を本当に真剣にとり扱つたかどうか非常に疑わしくなる。特に、英仏交渉が山場に差し掛つた五月末から六月初めの重要な時期に、聖霊降臨祭の休暇とはいえ、多くの閣僚がロンドンを留守にし、入院中のベヴィンはともかく、首相と蔵相が仏国内に滞在していながら交渉解決のために何んらの努力も払わなかつた事実は、政府が全力でこの問題に取り組んでいなかつたことを裏付けるものである。リチャード・メインは「このような状況は偶然であり。もし正常な状況であれば、英国が仏国の条件を認め会議に参加したかもしれない」[1]と述べているが、たとえ正常な状況であつても結果的には同じであつたであろう。

このような労働党政府のシューマン・プランに対する消極的態度は、当初における二つの要素によつて大きく影響されたことがわかる。まず、第一の要素は、仏国政府のプランの発表方法を英国政府がどのように受けとめたかということである。シューマンがアチソンとアデナウアーには事前の諒解をとりながら、英国政府に連絡する前に公表したことによつて、ベヴィンをはじめとする英外務当局者に大きな驚きと怒りをもたらしたことは明らかであり、その不満は議会における労働党議員の発言の中にも数多く見出すことが出来る。[2] アチソンは、この感情的要素の政策決定に対する影響を重視し、彼がシューマンから委任を受け公表前にアトリーとベヴィンを説得しておけば、結果も違つたものになつたかもしれないと残念がつている。[3] 逆に、ヤンガーは「ロンドンでは仏国政府に悪感情を持つたことは確かであるが、それは些細なもので、すぐ掻き消えてしまつた」[4]とその影響を否定している。結論的にいえば、この感情的要素をまつたく否定することは出来ないが、

決定的な要素とは考えられない。それよりもはるかに重要なことは、「英国に事前に連絡しなかつたと」いう事実を、労働党政府が如何に解釈したかということである。つまり、プランの成功にとつて西独の参加と米国の後援は不可欠であるが、英国の参加は二の次であると仏国政府が考えているのではないかと労働党政府が認識したことである。いいかえれば、仏国政府が本当に英国の参加を望んでいるのかどうかについて、労働党政府は非常に懐疑的であつたのである。[5] この疑いは、「欧州統一」に示されているように、欧州大陸のカソリック政権に対する労働党の不信感によつて一層強められていたのである。

第二の重要な要素は、仏国側の意図が石炭鉄鋼のプール化という経済的手段によつて欧州統合という政治的目標を達成しようというところにあつたのに反し、労働党政府はプランを主とした経済問題として把握したことである。英仏交渉は外務省を通じて行なわれたが、英国側の基本路線を作成したのは、大蔵省のプラウデンをはじめとする経済畑の専門家達であつた。彼らにとつて関心があるのは、英国内における完全雇用と社会福祉政策、さらに国家レベルにおける計画経済の実施であり、欧州外の地域に鉄鋼の輸出市場をもつ英国にとつてシューマン・プランは直接的な利益をもたらすものとは考えられなかつた。また、政府は既に石炭産業の国有化を断行し、鉄鋼産業についても保守党、鉄鋼界の猛烈な反対を押し切り、翌五一年一月より国有化に着手する予定にしており、超国家機関にその権能を移譲することは考えられなかつたのである。経済問題として把握された結果、そこでは欧州統合の将来について、また英国が参加した場合と参加しなかつた場合の政治的意味について充分な検討がなされなかつたのである。

結論として、労働党政府の決定は、長期的展望――特に将来の世界における欧州の役割およびその中における英国の地位と役割について――に欠け、欧州大陸における欧州統合の希望を理解することなく、欧州におけるリーダーシップを確立する絶好機を失う結果となつたのである。

しかし、この批判は労働党政府のみに向けられるものではない。オランダ方式を掲げ会議への参加を主張した保守党は一見欧州統合に積極的であつたように見えるが、チャーチルが明示したごとく、決して英国が欧州連邦に加わることを主張していたわけではない。保守党にとつても、英連邦および米国との特殊関係の維持は、最も重要であり、欧州は二の次であつた。同じオランダ方式といつても、オランダ政府が原則受諾に重点を置いていたのに比べ、保守党の場合は、行動の自由を留保するという脱退の権利に比重が置かれていたのである。(6) その姿は、依然として片足を英国海峡に浸したままであつた。保守党がこの問題を議会でとり上げ、戦後初めて外交政策をめぐつて労働党政府に挑戦したのは、パリ会議に参加することよりも、むしろ、二月の総選挙で労働党との議席差を一八〇から一七議席に縮めた勢いに乗つて労働党内閣を窮地に追い込むことにその狙いがあつたのである。(7) 欧州統合に対する保守党の冷やかな態度は翌五一年一〇月保守党が政権に復帰すると表面化していく。

三政党の中でシューマン・プランへの参加に最も積極的態度を示したのの自由党であつた。しかし、この自由党でさえも、プランが将来の欧州と英国に与える影響を充分理解していたわけでなく、その論拠は主に経済的なものであつた。つまり、関税障壁撤廃、自由流通といつた自由主義経済の原則に賛同し、国際カルテルの復活を阻止するために英国の参加を主張したのである。(8) しかも、自由党は下院において僅か九議席しか有せず、重要な影響を与えることは出来なかつたのである。

派閥的圧力集団の中で、英鉄鋼連盟は、近い将来鉄鋼の生産過剰が予想されていただけに、国際規制の必要性を感じ、プランに好意的であつた。しかし、英鉄鋼製品の輸出先は主に英連邦諸国と南米市場であり、ルール・アルザス・ロレース複合体との融合は、直接的な魅力とはならなかつた。「我々は市場を持つているが、諸君はそれを欲している」(9) との態度に表わされるごとく、自ら専有する市場を欧州諸国に開放するつもりもなかつたのである。結局、英鉄鋼連盟は大蔵省、供給省に

積極的な働きかけをすることなく、政府の決定を黙認したのである。また、鉄鋼労働組合連盟、全国炭鉱労働組合、これらを統轄する英労働組合評議会は、プランに対して最初から懐疑的であつた。労働界の関心は、当時欧州において最高の水準を誇つた労働条件と完全雇用を維持することであり、その水準低下を恐れた。また、「外部の者が、どの鉱山は閉鎖し、どの山は操短しろと命令することには反対する」[10]との見解に示されるごとく、政策決定権が英国政府の手を離れて超国家機関に移譲されることは、労働界の影響力の後退に繋がると判断したのである。六月二〇日のヤンガーと英労働組合評議会の代表との会見以外に、労働界と労働党政府との間で直接話合いが行なわれた様子はないが、労働界は公開の場で繰り返しその意見を表明し、一貫して労働党政府の決定を支持したのである。

唱導的圧力集団である欧州統合運動および欧州協力のための経済連盟の英国委員会は、英国の参加を主張し、声明を発表したり、新聞に投書し、参加に好意的な世論をつくり出そうと努力したが、その活動はあまり積極的ではなく大衆を動員するところまで行かなかつた。しかも、その主要メンバーは保守党および自由党の議員であつたため、これらの集団の影響力は政党政治の中で埋没してしまつたのである。

マス・メディアは、「ディリー・エクスプレス」と「ディリー・ワーカー」を例外として、一般に、シューマン・プランを好意的に受けとつた。英国の参加については、「ニューズ・クロニクル」、「オブザーヴァー」、「タイム・アンド・タイド」が一貫して参加論を唱えたのに対し、有力紙の多くは、参加論から政府の決定支持、あるいはやむをえないと、その論調に変化が見られた。労働党発行の「欧州統一」によつて再び複雑な変化を示したが、一九六〇年代のように大々的なキャンペーンが組まれることもなく、朝鮮戦争の勃発によつて尻すぼみになつてしまつたのである。

かつて、ボーリングブローク卿が「我が国は大陸に隣合つてはいるが、決してその一部ではないということを、我々は常

に忘れてはならない」[11]といい、E・H・カーも「英国は本来欧州の強国ではない。英国の重大な利益は他の大陸にある」[12]と英国の特殊な立場を強調しているが、これらの言葉は英国の伝統的な対欧州大陸政策の真髄をいい表わしている。つまり、英国は地理的には欧州の国家であるが、その経済的利益の大部分は世界中に広がつたその広大な植民地に存在していたために、長年にわたり欧州大陸に対して勢力均衡政策をとり、英国の安全が脅かされるような欧州大陸の事態が発生しないかぎり、欧州大陸に関与しなかつた。第二次大戦中、ロンドンは新しい欧州の指導者や建設者となる運命を背負つた多くの人々の避難所となり、これらの人々は、英国がナチスの支配から欧州を解放し、そのあとで兄弟相争うような欧州人の戦いがなくなるよう新しく統合された欧州の秩序を再建する上で、英国が指導的な立場をとるものと確信していた。[13]確かに、戦後政権を獲得した労働党は、勢力均衡政策を放棄し、欧州大陸に積極的にコミットし、ブラッセル条約機構、OEEC、NATOにおいて中心的役割を演じてきた。しかし、このシューマン・プランをめぐる議論を通じて明らかになつたことは、この労働党も、また野党を含めて大多数の英国人が依然として英国を欧州国家とはみなさなかつたことであり、欧州大陸における欧州統合の熱意と希望を理解していなかつたことである。[14]

欧州統合に対する英国人と欧州大陸六カ国の人々との考え方の相違は、主としてその戦争体験に由来する。大陸六カ国は、一九三九年から四五年の間に、程度の差こそあれ、外国の軍隊に侵略され、占領下に置かれた共通経験を有している。そこには、不可侵の国家主権などというものはまつたく存在しなかつたのである。このため、戦後あらたに制定された憲法の中には、主権の制限を明記したものが多く、[15]超国家機関へその主権の一部を移譲する用意があつた。ところが英国の場合、ドイツの猛爆にも耐え、その国土と独立を死守した。そのため、一九四五年の「勝利」は、英国が依然として大国であるという幻想を強化することになつた。戦後インド・パキスタン等の独立を許したとはいえ、一九五〇年の時点においても、一〇〇万の植民地人民を支配し、世界中にめぐらした一連の戦略基地に兵員を配置し、ユニオン・ジャックはスエズ、

シンガポール、カルツーム、ザンジバルにひるがえつていた。[16] このような広大な植民地を背景として、英国は米ソに次ぐ第三の大国として、世界の列強の地位にあることを信じて疑わなかつたのである。[17] また、一九四五年の「勝利」は、国家が戦後の再建および社会改革のための最善の枠組を提供し、国民の経済的、社会的生活の様々な側面の問題を解決することが出来るという考え方を強固にした。[18] このような世界観および国家観こそ、英国国民をして、シューマン・プランの重要性とその意義を認識せしめなかつた最も根本的理由といえるであろう。

(1) Richard Mayne, *op. cit.*, p. 189.
(2) F. J. Bellenger, *House of Commons*, June 26, 1950, Col. 1965-1966; M. Edelman, *ibid.*, June 27, 1950, Col. 2107.
(3) Dean Acheson, *Present at the Creation*, *op. cit.*, p. 385 参照。
(4) Kenneth Younger, *op. cit.*, p. 24.
(5) *Ibid.*, p. 25 参照。
(6) *The Times*, June 22, 1950 参照。
(7) J. D. Hoffman, *The Conservative Party in Opposition 1945-51*, London, MacGibbon & Kee. 1964, p. 236 参照。
(8) Clement Davies, *House of Commons*, June 26, 1950, Col. 1926-1927, 1932 参照。
(9) エミール・ブノウ、高橋　清訳『欧州共同市場と対欧貿易』ダイヤモンド社、昭和三七年、六八頁。
(10) Sir William Lawther, *The Daily Herald*, June 16, 1950.
(11) アンドレ・モロワ、水野成夫・小林　正訳、『英国史』、新潮社、昭和三三年、上巻一四頁。
(12) E・H・カー、原田禎正訳、『イギリス最近の外交政策』、生活社、昭和一六年、二七頁。
(13) エミール・ブノウ、前掲書、六七頁。
(14) アトリー首相は自伝の中で「英国としては、自国をたんなる欧州国家とみなしたことが未だかつてない。世界的に利害をもち、大連邦の中心であり、欧州大陸の事件すべてに身近な関心をもちながらも、欧州から外の方を見る傾向がある」と記している。C・R・アトリー、和田博雄・山口房雄訳『アトリー自伝』、新潮社、昭和三〇年、下巻　二四二頁。
(15) 一九四六年のフランス共和国憲法は前文において、一九四七年のイタリア共和国憲法は第一一条において、一九四九年のドイツ連邦共和国基本法は第二四条において、それぞれその主権の制限を明記している。詳しくは、京都大学憲法研究会編、新訂増補『世界各国の憲法典』、有信堂、昭和四一年、一二三、四八二、七五〇頁を参照されたい。

(16) George W. Ball, *The Discipline of Power : Essentials of a Modern World Structure*, London, The Bodley Head, 1968, pp. 72-73 参照。

(17) Michael Shanks & John Lambert, *Britain and the New Europe : The Future of the Common Market*, London, Chatto & Windus, 1962, pp. 11—12. 参照。

(18) Roger Morgan, *West European Politics since 1945 : The Shaping of the European Community*, New York, Capricon Books, 1973, p. 3, 5 参照。

巻末付

一九五〇年五月九日、ロベール・シューマン仏外相の声明全文

「世界平和はこれを脅かす危険に対応しうる努力なしに守ることは出来ない。

平和的関係を維持するためには、組織され活気のある欧州が文明になしうる貢献が不可欠である。二〇年以上にわたつて欧州統一の戦士の役割を演じてきたフランスは、常に平和のために尽すことをその基本的目標としてきた。しかしながら、統合欧州は達成されず戦争が起つたのである。

欧州は一挙にして成るものでもなく、一つのプランによつて成るものでもない。それは、まず最初に現実の連帯性をつくりだす具体的な業績の積み重ねにより建設される。欧州諸国の結集のためには、フランスとドイツの長年にわたる敵対関係の解消が必要である。そこで、何よりもまずこの両国の関係からとりあげていかねばならない。

この目的のために、仏国政府は限定されてはいるが最も重要な分野において直ちに行動を起すよう提案する。すなわち、仏国政府は、仏独両国の石炭および鉄鋼のすべての生産を、他の欧州諸国にも参加の道を開放している機関の枠内で、共同の最高機関の下にプールすることを提案する。

石炭および鉄鋼のプール化は、直ちに欧州連邦の第一歩として経済発展の共通基盤の確立を保証するとともに、軍事兵器の生産に久しく従事し、常にその犠牲となつてきた地域の運命をも変えるであろう。

このようにして築きあげられた生産の連帯性は、フランスとドイツの間で如何なる戦争も考えられなくするばかりでなく、物理的に不

可能にすることを示すであろう。参加を望むすべての国に開放されるこの強力な生産体の確立は、その下に結集するすべての国に工業生産の基本的要素を同一条件で提供することを可能にして、経済統合の基礎が築かれるであろう。

しかも、この生産は生活水準の向上と平和的事業の促進に寄与するために、差別も例外もなしに全世界に提供されるであろう。さらに、欧州はその新しい手段をもつて意のままに、欧州の基本的課題の一つであるアフリカ大陸の開発を実現することが出来るのである。

このようにして、共通の経済体制の樹立に不可欠な利害関係の融合は、容易にかつ迅速に実現され、長い間血まみれの抗争を重ねて対立してきた諸国間に、より広く深い共同体を築く潜在力となるであろう。基幹生産のプール化と、フランス、ドイツ、他の加盟国を拘束する決定を下す最高機関の設置によつて、この提案は平和の維持に不可欠な欧州連邦の最初の具体的な土台を築くものである。

これらの目標の実現を促進するために仏国政府は以下の基盤の上で交渉を開く用意がある。すなわち、㈠、最高機関に課せられる使命は、可能な限り短期間に生産の近代化ならびにその質の改善をはかること。㈡、石炭および鉄鋼の供給はフランス、ドイツ、他の加盟国の市場において同一条件にすること。㈢、非加盟国への共同の輸出を拡大すること。㈣、両産業に従事する労働者の生活水準の向上と平等化をはかること。

これらの目標を達成するために、加盟国が現在置かれているきわめて不均等な状況から出発せねばならないことを考慮し、生産・投資計画の実施、価格均等化機関の創設、生産合理化を容易にするための再転換資金の創設などを含む一定の暫定的措置が必要となろう。また、加盟国間における石炭鉄鋼の流通に対して、直ちにすべての関税を免除し、国によつて異なつた運賃の適用を禁止する。最高水準の生産性を維持し、生産のより合理的配分を可能にする諸条件は漸進的に生れてくるのである。

ここに提案された機構は、各国市場に分割搾取し、制限的手段を課し高利潤を維持する傾向にある国際カルテルとは反対に、各国市場の融合と生産の拡大を保証するものである。

以上明らかにされた基本的原則と計画は、条約として国家間で調印され、各国議会の批准に服される。その適用の詳細を決定するために必要な交渉は、共通の合意によつて任命される調停者の助けをかりて行なわれるであろう。調停者は、この原則に一致する協定に達するのを見届け、交渉が行詰つた場合には如何なる解決策をとるべきかを決定する任務を委任される。計画の管理運営を委託される最高機関は、平等に各国政府によつて任命された独立した人物によつて構成される。その委員長は政府間の合意によつて選出される。最高機関の決定は、フランス、ドイツ、他の加盟国において執行力をもつ。また、最高機関の決定に控訴する手段として適切な手続きが用意される。国際連合の代表は最高機関に派遣され、この新機構の活動状況、特にその平和目的の遵守について年二度の公式報告を国際連合に提

出する。

最高機関は企業の所有方法について早計に判断を下すことはない。最高機関はその機能を遂行する上で、国際ルール管理機構加盟国のことを考慮し、ドイツに課せられたあらゆる種類の義務については、それが効力を有する限り配慮するであろう。」

声明文の邦訳は、既に上原和夫・杉辺利英両氏によるRobert Schuman, *Pour L' Europe*, Genève, Les Editions Nagel, S. A., 1964の邦訳『ヨーロッパ復興』、朝日新聞社、昭和三九年の〈巻末付録〉に収録されているが、他の資料と比較検討した結果、全体の三分の一にあたる最終部分が欠落していることを発見したので、上原・杉辺訳を参照しながら声明文の全体を訳出した。尚、原文は *D. F.* No. 1339 pp. 3-4; *Cmd. 7970*, pp. 4-5; *Keesing's Contemporary Archives*, 1950, p. 10701 を参照。

追記　本稿の作成にあたり、慶應義塾大学学事振興資金による研究補助を受けたことを付記し、感謝の意を表したい。